

東日本大震災復興関連事業チェックシート  
(平成23年度第3次補正予算)

(内閣官房)

事業名	地域づくり支援事業(専門家派遣)	担当部局庁	地域活性化統合事務局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度・平成27年度(予定)	担当課室		参事官 川中 邦男			
会計区分	一般会計	施策名	地域づくり支援事業(専門家派遣)				
根拠法令(具体的な条項も記載)		関係する計画、通知等	東日本大震災からの復興の基本方針				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	被災地における復興活動に対して、被災地支援が可能な多様な専門家を、被災地の様々なニーズに対応した形で派遣し、被災地の復興に向けた動きを加速することを目的とする。						
事業概要(5行程度以内。別添可)	特定被災地地方公共団体(148市町村:平成23年5月2日現在)に対し、被災地の様々なニーズに対応した幅広い分野の専門家を、ニーズに応じた形で派遣する。たとえば、複数分野にまたがるような復興ニーズに対しては複数の専門家の派遣、じっくりと集中した検討等への参画というニーズに対しては一定程度の長期間の派遣、市民との協力を図るような市民・専門家の双方の参加が必要とされる取組に対しては若手専門家の派遣で対応するなど、被災自治体のニーズには柔軟に対応する。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
23年度予算額(単位:百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計		
	—	—	—	407	407		
成果目標(アウトカム)	成果指標	単位	目標値 23年度 (年度)	活動指標 (アウトプット) <small>※上段( )書きは予算措置の取組に係る見込み</small>	活動目標	単位	23年度活動見込
	専門家派遣によって得られる復興期間の短縮効果等の成果は計量できないため、定量的な成果目標を定めることが困難である。			被災市町村への派遣専門家延べ人数	延べ人	296延べ人	
単位当たりコスト	専門家派遣コスト 229,236 (円/人・回)			算出根拠	単位あたりコスト=407,124,000/(148×2×6) 第3次補正予算額:407,124千円 派遣対象自治体数:148市町村 一自治体当たり派遣分野:2分野 一自治体当たり派遣回数:6回(5日/回)		
<b>事業所管部局による点検</b>							
項目				内容			
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方の整合性がとられているか。				復興基本方針 5(1)⑤(ii)「被災地に居住しながら、被災者の見守りやケア、集落での地域おこし活動に幅広く従事する復興支援員の配置等及びまちづくり等に関する各種専門職の被災地への派遣や人材の確保・データベース化を進める。各種専門家の派遣やデータベース化等に当たっては、女性の参画に配慮するとともに、被災した地方自治体から見て、ワンストップの対応が可能となるようにする。また、被災自治体のニーズに応じた自治体職員の派遣についても、引き続き支援していく。」との考え方に沿った施策である。			
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。				予算要求に先立ち、地域活性化統合事務局地方連絡室経由で被災地の状況を照会し、専門家派遣に関するニーズが存在することを確認。また、被災地における復興の取組の隘路を専門家の知見を借りて突破しようとするものであり、優先度が高い。			
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。				復興交付金のソフト事業は、あくまで当該自治体を実施する基幹事業に関連する分野に限定。このため、基幹事業とは関係のない取組についての専門家は招聘の対象外。これに対し、地域づくり支援(専門家派遣)事業は、分野の限定をせずに必要な専門家を派遣することとしているため、他の事業で招聘できない専門家でも活用できるため効果的である。			
費用対効果や効率性の検証が行われたか。				被災地自治体への意見照会により専門家派遣のニーズがあること、有識者へのヒアリングにより、専門家の助言が復興の取組を加速し、復興に要する期間の短縮が見込めることから、各省庁の協力を得て、地元ニーズに最も適した専門家を手配し、派遣することにより、効率的な復興の推進に一定の効果が見込める見込み。運用においては、派遣専門家の斡旋に当たって、被災地住民との協同作業ができる若手専門家や、被災地の地元事情に明るい地元専門家の参画に配慮し、実際的な効果があるよう工夫したい。			
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。				被災自治体のニーズに対し、登録制度等により専門家情報を有する関係各省庁と協力し、専門家情報をワンストップで提供するためのポータルサイトを地域活性化統合事務局において構築。専門家派遣事業については外部に委託とした。			
他の事業と総合的で、計画的に実施されるものとなっているか。				復興交付金のソフト事業は、あくまで当該自治体を実施する基幹事業に関連する分野に限定。このため、基幹事業とは関係のない取組についての専門家は招聘の対象外。これに対し、地域づくり支援(専門家派遣)事業は、分野の限定をせずに必要な専門家を派遣することとしており、他の事業と重複が無いよう総合的、計画的に実施する。			
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。				事業の迅速な着手・執行を可能とするため、専門家派遣事業を外部に委託し、地域活性化統合事務局においては、その進捗状況及び監督を行うこととした。			

注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。

注2. 「単位当たりコスト」欄については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度)1次補正 ××円/」などと記入すること。

注3. 「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。